



全ト協発第229号(環)

令和2年8月17日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたという事案が、令和2年8月11日に発生いたしました。

本件については、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案であるとして、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について周知依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第61号の2
令和2年8月12日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

国土交通省においては、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、令和2年8月11日に愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願ひいたします。

記

1. 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。

2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的变化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

参考

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>
- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>